

## 扶養認定に必要な添付書類

### 1) 基礎事項

① 住民票・・・被保険者世帯の「**世帯全員かつ続柄記載**の住民票」1通（提出する日から3ヶ月以内で原本、写し可）

※住民票は自治体によっては窓口で申し出ないと記載の省略された住民票しか発行されないため、必ず「**世帯全員で続柄の記載されたもの**」を要求して下さい。また、発行された住民票には「この写しは世帯全員（全部）の住民票に相違ない」と記載されていることを確認して下さい。

### 2) 前年収入

↓注）加入希望日時点で16歳未満は不要。

② 被扶養者の収入金額を証明する書類を市区町村で取得（提出時に最新の証明書で原本、写し可）

※市区町村ごとに証明書の名称が異なるため、「収入金額が記載されている証明書」を要求してください。  
※0円の場合も記載必要 ※所得金額ではありません。

※申請日時点で最新年度の証明書をご提出ください。

所得証明書や（非）課税証明書は新年度分を6月中旬より交付する市区町村が多いため、年度切替時期はご注意ください。

※証明書の名称の年度はその課税年度であり、記載の収入の発生した年はその前年であり、異なっている。

例：令和6年度課税証明書とは、その前年の令和5年の収入を証明している。

③ 対象者が子で夫婦共働き・・・扶養に入っていない配偶者の給与明細書（直近3ヶ月分の写し  
休業されている場合は、休業直前の4ヶ月分の写し）

直近1年分の賞与明細書（写）および前年分の源泉徴収票（写）

④ 障害者認定を受けている場合

・障害者手帳（写）（障害の種類・等級が確認できる部分も必要）または障害年金証書（写）

⑤ 学生の場合・・・在学証明書、または有効期限内の学生証（写） 注）中学生以下は不要

⑥ 被扶養者が被保険者と別居（または別世帯）の人

A. 別居世帯の住民票 **世帯全員かつ続柄記載**で、3ヶ月以内のもの。原本、写し可

B. 仕送り証明書 直近3ヶ月分必要

その家族の生計維持を確認するため、振込明細書(写)、通帳(写)、現金書留の領収書(写)等のいずれかが必要。現金の手渡し、別家族からの送金、被保険者名義のカード所持は認められない。被保険者の単身赴任、及び子の通学のための別居については、仕送り証明書は不要。

⑦ 外国籍の方・・・在留カード（写）

在留資格・在留期間の確認のために必要であるが、住民票に記載されている場合は不要

⑧ 続柄が親で、その親に配偶者がいる場合・・・親夫婦双方の書類（基礎事項、収入の確認）

父母ともに健在でいずれかだけを扶養する場合、もう一方の親も生計維持者と考えられる。この場合、もう一方の親と被保険者のうち、いずれが生計維持者であるべきかを確認する。

⑨ 事業収入のある方・・・直近の確定申告書第1表・第2表（写）及び

白色申告は収支内訳書全2ページ（写） 青色申告は青色申告決算書全4ページ（写）

**上記②の証明書に記載されていない収入があれば、証明するものを添付**

⑩ 給与収入がある方・・・直近3ヶ月の給与明細書（写し、金額と本人の氏名がわかるもの）

および直近1年分の賞与明細書（写）

勤務開始されたばかりで給与明細が3ヶ月分揃わない場合は、「年間収入見込額証明書（書式は健保から提供）」を勤務先に記載してもらおう

⑪ 退職し、現在無職の方・・・退職日の判る書類の写し（退職証明書・源泉徴収票・雇用保険受給資格者証等）

⑫ 年金収入がある方・・・直近の年金額のわかる書類の写し（年金振込通知書・年金額改定通知書・年金証書等）

複数の年金を受給の場合は全ての年金（老齢年金・遺族年金・障害年金・その他各種年金）が対象

※状況に応じて別途書類を追加で提出していただく場合があります。

※扶養認定後、「資格確認調査」にて同じ証明書等をご提出いただくことがあります。ご了承ください。